



2023年2月13日

各位

会 社 名 株式会社サンリオ
代表者名 代表取締役社長 辻 朋邦
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役 岸村 治良
電 話 03 (3779) 8058

四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2023年2月9日付適時開示『特別調査委員会の設置に関するお知らせ』にありますとおり、ライセンス事業の収益認識に関して期間帰属の操作(以下「本件」といいます。)が判明したことを受け、同日、特別調査委員会を設置し、本件の事実関係の調査、本件に類似する案件の存否などについて調査を依頼しました。現在、特別調査委員会による事実関係の調査が継続中であり、その調査には、下記記載のとおり、相応の日数を要することが見込まれます。また、特別調査委員会の調査結果を踏まえて、監査法人の当社の連結財務諸表に対する追加的な監査手続等も必要になります。

そのため、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに下記の四半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、以下の内容として、当該四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
第63期(2023年3月期)第3四半期報告書(自2022年10月1日至2022年12月31日)
2. 当該四半期報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間
第63期(2023年3月期)第3四半期経過後75日以内(提出期限 2023年3月16日)
3. 当該四半期報告書を提出すべき期間の末日(提出期限)
2023年2月14日

4. 当該四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

これまでの事態経緯と当該承認を必要とする理由は以下のとおりです。

事態の概要

① 発覚の経緯と日（当社が事態を把握した日）

2023年1月16日（月曜日）

② これまでの経緯

2023年	1月16日（月）	特定の取引先管理担当者が、部内会議において、当年度の売上達成見込みが厳しいことに対して、未計上の売上がある旨を発言。期をまたいで未計上となっている収益がある旨を、当該担当者の上長が認識。
	1月24日（火）	上長は担当者に対して正確に記載した表を作成するよう指示したが、当該金額の精査に時間を要したため、24日に管掌取締役役に当該情報を共有。
	1月24日（火）	管掌取締役役より経営管理本部担当取締役役への情報共有の後に、コンプライアンス委員会委員長に報告。
	1月25日（水）	コンプライアンス委員会委員長の判断により社内調査チームを組成。
	1月26日（木） ～	会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に情報共有を行い、対応に関する協議を開始。
	1月30日（月）	社内調査チームによる調査において、他に同様の事例はないかを確認したところ、別の取引先においても同様の事象があるとの可能性を認識。影響が拡大する可能性があったことから、更なる調査を行う必要があると判断し、当該四半期報告書の提出期限の延長の可能性について協議を開始。さらに、本件の事実関係の更なる調査、本件に類似する案件の存否などについて、実態把握をする必要があると判断し、公正で適正な調査を行うため、外部の有識者で構成する特別調査委員会（以下「特別調査委員会」といいます。）の設置について検討を開始。

- 1月31日(火) 調査の専門家に協力を依頼。調査体制・方法、調査内容等の打合せ・検討を実施。
～
また、必要と思われるデバイス、電子メールのデータ保全等を実施。
- 2月9日(木) 臨時取締役会を開催し、特別調査委員会を設置することを決定。

③ 疑義の内容

本件の初期的な疑義の内容として、売上計上の証跡となる定型書面において、あらかじめ日付を未記載とし、本来あるべき月に売上計上せず、任意の月に事後的に日付を記載することで別の月に売上計上を行うといった、当社の内部統制を逸脱した行為の可能性が確認されました。取引先毎に設定された月次の売上予算と整合させる意図があった可能性があります、その点も含めて現在調査中となります。

④ 規模

また、明らかになった情報からは当社の全体の売上から判断して大きく影響するものではないとの推定がなされますが、本件の対象となる期間や、対象となる取引の特定に至らず、本件の影響規模に関して合理的な算定ができない状況となっております。なお、操作した取引は最大で100百万円強と想定します。

⑤ 過年度各期の当期純利益に対する影響額

特定の取引先のロイヤリティ報告書があるべき月に売上計上せずプールすることで、任意の月に売上計上を行っていたことから、当社は収益認識の期間帰属に関して、現時点では虚偽表示の疑義があります。

④に記載したとおり、その場合の影響額を現時点で見積もることはできませんが、現状判明している取引先との取引において生じた事案である場合、前期末時点での当期純利益に対する累積影響額は1億円未満の過少を想定しています。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、直ちにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

このような事態は、会社としてあってはならないことであり、本件について、当社経営陣として、厳粛に受け止めております。今後の特別調査委員会の調査によって明らかにされる事実や、当社としての独自の取り組み等によって、再発防止と信頼回復に、全社一丸となって、取り組んでまいります。

以上